

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇市
〇〇〇町
〇〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付
緊急小口資金・総合支援資金(初回)の償還免除手続き及び償還手続きについて

このお知らせは緊急小口資金・総合支援資金(初回)を借りられた皆様にお送りしております。緊急小口資金・総合支援資金(初回)は、2023年1月から償還(借りていたお金を返すこと)が始まります。

国が決めた要件にあてはまる場合、貸付金の全部または一部の償還が免除になります。

償還免除にあてはまるか確認していただく方法及び要件にあてはまる場合の免除申請手続きについて2ページから5ページでご確認ください。

なお、償還免除申請書の送付が無ければ、償還免除とはなりません。また、償還免除には審査がありますので、必要な書類を送付していただき、愛知県社会福祉協議会から免除決定が通知された場合、償還の必要がなくなります。

償還免除要件にあてはまらなかった場合は、口座引落による償還手続きについて了承したうえで実施していただきます。

償還手続きについては6ページから10ページでご確認ください。

「償還免除申請の手続き」もしくは「口座引落による償還手続き」のどちらかの手続きが必要です。

なお、償還についてご相談したいことや、お困りの点、ご心配な点、手続きについてご不明な点がありましたら、下記の特例貸付償還事務センターまでご連絡ください。

また、住所・氏名が変わられた方は、同封の変更届も必要な書類とあわせて送付してください。

本会特例貸付ホームページ



<参考>

○償還免除のご案内、償還手続きのご案内について、右のQRコードからホームページに掲載の動画でもご覧いただけます。

○11ページに、お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口についてご案内しております。

お問い合わせ先
愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
TEL 052-684-9766 月～金 AM9:00～PM5:00

中国語・英語・韓国語・スペイン語・
ネパール語・ポルトガル語・ベトナム語
で通話ができます。

※本ご案内のご到着と償還の完了が行き違いになっておりましたら、ご容赦ください。